

# 隣保館だより

編集 下榎隣保館

〒689-4526 日野町下榎157番地1

電話：72-1191 (FAX 兼)

E-mail：rinpokan@town.hino.tottori.jp

## 《研修参加報告》

「鳥取県西部地区隣保館集会所等連絡協議会 2019 年度通常総会および職員研修会」に参加して

下榎隣保館 田貝嘉彦 中原千鶴

4月11日、南部町の富有まんてんホールで上記会議が開かれました。総会後の研修会では、「部落差別解消推進法制定後の同和問題の在り方について」と題し、鳥取県教育委員会事務局人権教育課の西垣卓宏さんが講演を行いました。

講演では、教職員用の指導参考資料「部落差別の解消を目指して」が活用され、グループに分かれて実際に中学生が行っている授業などを体験。小中高生の同和問題学習の取り組み状況を肌で感じることができました。

最後に、研修会で出された演習問題をご紹介します。

—— あなたにとって、( ) に入れたい言葉は何ですか？ ——

あなたのまわりに、( ) について知っている人がいるととても助かります。でも、友だちに話すかどうかは、あなた次第です。無理に話す必要はありません。ただ、理解してくれる人がいれば、きっとあなたの支えになるでしょう。好きな人や恋人ができたとき、あなたが ( ) であることを、すぐに告白すべきなのか、これは少し難しい問題ですね。

誰でも最初のうちは、自分の良いところだけを相手に知ってもらいたいと思うものです。でも、生涯のパートナーになる相手には、( ) も含めた、ありのままの自分を知ってもらいましょう。そうすることで、本当にお互いを支え合える関係になっていくでしょう。

## ..... 6月の行事予定 .....

### ◆健康教室

日時：6月11日(火) 10:00～11:30

場所：老人憩の家 / 講師：高橋伸也さん

### ◆生け花(草月流)

日時：6月15日(土) 13:30～16:00

場所：下榎集会所 / 講師：生田清子さん

### ◆クレイフラワー(樹脂粘土でつくる花)

日時：日程調整中です。 / 場所：下榎集会所

※この講座は4回開催です。ふるってご参加ください(遠方の方の送迎はご相談ください)。

### ◆百歳体操 ※開催予定

日時：5月23日、30日、6月6日、13日、20日、27日の

毎週木曜日、13:30～15:00 / 場所：老人憩の家

※どなたでも自由に参加できます。お気軽にお越しください。

※行事予定など、詳しくは下榎隣保館(電話72-1191)までお問い合わせください。



## 「令和元年度部落解放・人権尊重標語」を募集します

町では、人権尊重意識高揚を目指して、町内の小学校・中学校・高校の児童・生徒や町民の皆さんから「部落解放・人権尊重標語」を募集しています。一人一人が大切にされ、誰もが希望を抱いて心豊かに暮らしていける地域づくりを目指して、人権を守るためにできることや感じていることなどを標語にしてみませんか？皆さんのご応募お待ちしております。

### ★募集締切：6月18日(火)

### ★作品提出先：下榎集会所・教育委員会・町公民館

応募用紙の指定はありません。作品に住所と名前をご記入ください。入選作品は、広報ひの7月号に掲載するとともに、短冊にして町内の施設・各事業所に掲示するなど啓発に活用します。なお、入選者には賞状と記念品を贈呈します。ふるってご応募ください。

お役立ち情報も。そこそこ教えて、木下チーフ!

## 最前線

vol.14

「結束」低目が  
「効果」高める

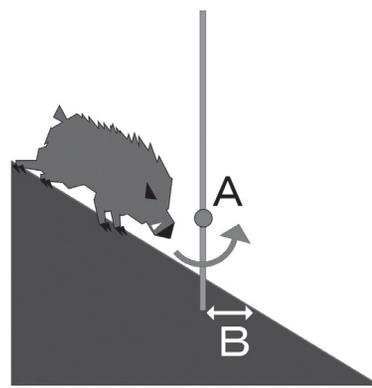


まず右の写真をご覧ください。ワイヤーメッシュ柵の下部を押し曲げてイノシシが侵入した痕跡です。

このようなあとを見ると、「イノシシの力はスゴイからどうしようもない」と思うかもしれません。でも、このような侵入を許したのには施工の「弱さ」が隠されています。

ポイントは設置場所と結束位置です。この地点での状況を図

日野町鳥獣被害対策協議会 実施隊チーフ  
木下卓也【問合せ】電話 72-1399



で示すと左のようになります。

1つ目のポイントは、支柱と柵の結束位置が「高い」ことです。右図のAの●が結束位置を表します。この位置が高くなればなるほど、そこを支点にして曲げやすくなります。柵下部の結束位置は「地面から1段目」が鉄則です。

2つ目のポイントは、設置場所が「斜面」であることです。柵の下部をしっかりと地面に突き刺していても、図のBの距離が短いと、踏ん張りがきかない状態になります。地形上、どうしても斜面に立てるしかない場合を除き、出来る限り平坦なところに立てることが鉄則です。

最初の写真は、結束位置が高く、斜面での設置だったという2つの弱点に付けこまれたわけです。

何度も侵入を繰り返される場所には、何か「弱点」があるかもしれません。分からないことがあれば、協議会までお気軽にご相談ください。

## 住宅用地の特例、家屋・土地の異動に関する届け出について

☑ 住宅が建っている土地は、建物が無い土地や、店舗・事務所などの建っている土地に比べて税金が安くなっています。

<住宅用地の特例>

区分		土地の使い方と面積		固定資産税
住宅用地	小規模住宅用地	住宅やアパートの敷地	200㎡以下	価格×1/6×税率
	一般住宅用地		200㎡超え	価格×1/3×税率
非住宅用地		空き地や店舗、事務所などの敷地		価格×税率

住宅を壊した場合、その住宅分の税金はなくなりますが、土地の税金はもとに戻る（上がる）こととなりますので、固定資産税が上がることもあります。なお、住宅用地の特例には申告が必要です。

☑ 家屋（車庫や物置なども含む）を取り壊したり、新築・増築をした場合、町への届け出が必要です。土地の利用状況などに変更（例：畑の一部を駐車場に利用など）がある場合も同様に届け出が必要です。該当する場合は必ず下記担当へご連絡ください。届け出がないと、誤った固定資産税が賦課される場合がありますので、必ず届け出をしてください。

☑ 不明な点や分からないことはコチラまで… 問合せ先 / 役場住民課 固定資産税担当（電話 72-0333）



5月31日（金）は、固定資産税第1期分の納期限です。早めに納付しましょう！